

情報通信審議会 郵政政策部会（第10回）議事録

1 日時

平成27年2月6日(金) 14時30分～15時39分

2 場所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

井手 秀樹、藤沢 久美、村本 孜（以上3名）

(2) 臨時委員（敬称略）

及川 公子、関口 博正（以上2名）

(3) オブザーバー（敬称略）

西嶋 優（日本郵便株式会社 経営企画部 企画役）

湊 哲司（日本郵便株式会社 経営企画部 課長）

西角 直樹（三菱総合研究所 情報通信政策研究本部 主席研究員）

吉田 正子（三菱総合研究所 情報通信政策研究本部 嘱託研究員）

(4) 総務省

（情報流通行政局）

武田 博之（郵政行政部長）、齋藤 晴加（企画課長）、

山崎 良志（郵便課長）、菱沼 宏之（貯金保険課長）、

後藤 慎一（信書便事業課長）、川野 真稔（国際企画室長）、

松岡 幸治（郵政行政総合研究官）

(5) 事務局

蒲生 孝（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議題

(1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について

(2) 郵政事業のユニバーサルサービスコストについて（非公開）

開 会

(蒲生室長) 本日は、撮影の申出がありましたので、会議冒頭の部分を撮影いたします。ご出席の皆様におかれましては、あらかじめご了承いただきますよう、お願ひいたします。

ただいまから、情報通信審議会第10回郵政政策部会を開催いたします。私は事務局を担当しております、情報通信国際戦略局管理室長の蒲生でございます。本日は、部会長が選出されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は2件ございまして、議題1の「部会長の選出及び部会長代理の指名について」は公開で行いますが、議題2の「郵政事業のユニバーサルサービスコストについて」は、日本郵便株式会社の経営情報等が含まれますので、当事者の権利、利益を保護する観点から、情報通信審議会議事規則第11条第4項の規定により非公開とし、議事録及び資料は一部非公開といたします。

したがいまして、傍聴の皆様方におかれましては、議題1が終了しましたらご退出いただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は委員及び臨時委員9名中5名が出席されており、定足数を満たしております。また、審議における質疑応答のため、日本郵便株式会社経営企画部企画役西嶋様、課長湊様、三菱総合研究所情報通信政策研究本部主席研究員西角様、嘱託研究員吉田様にご出席いただいております。

それでは、資料10-1として、去る1月21日に開催された情報通信審議会総会において、会長から指名されました郵政政策部会に所属していただきます委員及び臨時委員の方の名簿を席上に配付させていただいておりますので、ご確認ください。

部会長の選出及び部会長代理の指名について

(蒲生室長) 次に、部会長の選出をお願いしたいと思います。情報通信審議会令第6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選出することとなっておりますので、どうぞ委員の皆様方からご推薦をお願いいたします。はい、藤沢委員どうぞ。

(藤沢委員) ありがとうございます。どの委員の皆様も専門性と高いご知見をお持ちだと思うのですけれども、これまでご尽力をされてきたと伺っております村本委員にぜひお願いしたいと思います。私からは村本委員を推薦させていただきたいと思います。

(蒲生室長) ただいま藤沢委員から村本委員を部会長にとのご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(蒲生室長) それでは、引き続き村本委員に部会長をお願いしたいと思います。ここからの議事進行は村本部会長にお願いいたします。どうぞ、部会長席へお移りください。

(村本委員、部会長席へ移動)

(村本部会長) それでは、お手元の議事次第に従いまして進めてまいります。最初に部会長代理をお願いしなければいけないということになっております。規定により私が指名することになっておりますが、これも従来からお願いしてございますけども、井手委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。我々の部会は、もう一昨年になりますが、2つの諮問を受けておりまして、1つは郵便・信書便市場の活性化方策についてということで、これは昨年12月に答申をまとめました。もう1つは、ユニバーサルサービスを確保するということについて具体的にどのように対応するのかということで、ユニバーサルサービスコストを具体的に算出して、それを基に議論しようということになっております。この2番目のテーマについて、これからしばらく議論をお願いすることになっておるわけでございます。

さて、ここからの議題2につきましては、先ほどもございましたけれども、日本郵便株式会社の経営情報等が含まれますので、当事者の権利、利益を保護する観点から、情報通信審議会議事規則第11条第4項の規定により非公開とさせていただきます。また、同じ理由で、議事録と資料を一部非公開とさせていただきます。

それでは、大変申し訳ありませんが、傍聴の皆様方におかれましては、ここでご退出をお願いいたします。

(傍聴者退席)

郵政事業のユニバーサルサービスコストについて（非公開）

(村本部会長) それでは、議題2の郵政事業のユニバーサルサービスコスト及び今後の検討スケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

(山崎郵便課長) 郵便課長の山崎と申します。改めて、よろしくお願ひいたします。

本日は、議題2に関しまして、資料を3種類ご用意しております。資料10-2-1から2-2、2-3でございます。この順番にご説明いたします。

資料10-2-1「郵政事業のユニバーサルサービスの現状について」という資料をご覧ください。この資料は、一昨年にこの審議会に諮問をしたときに、ユニバーサルサービスが国内、国外でどうなっているかということをまとめてご説明したときの資料でございますが、1年あまり経過しておりますので、その後の状況等を追記して、改めてまとめたものでございます。こういう趣旨でございますので、逐一ご説明することとはせ

ずに、ポイントのみご紹介させていただきます。

3ページをご覧ください。我が国国内の郵政事業のユニバーサルサービスに関する現状、概要でございます。一番上にありますとおり、郵政事業のユニバーサルサービスの提供については、平成24年に改正されました郵政民営化法の規定に基づきまして、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の責務として法定されています。日本郵政株式会社は日本郵便の完全親会社として、日本郵便株式会社にユニバーサルサービスを提供させる責務、日本郵便株式会社は自身がユニバーサルサービスを提供する責務が、それぞれ決められております。この部会でのユニバーサルサービスの確保方策の議論に当たりましては、この提供主体であります日本郵便の業務に着目して、その業務の今後の方向性等をご審議いただく予定にしております。

ユニバーサルサービスの対象となる役務ですが、「郵便の役務」、「簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務」、「簡易に利用できる生命保険の役務」、この後の資料では、単に郵便、銀行、保険と称することがございます。それぞれの役務について、提供条件として、利用者本位の簡便な方法によって、郵便局によって一体的に、あまねく全国において公平に利用できるようにする、ということが法定されております。

1ページ飛ばして、5ページをご覧ください。今ご紹介しました郵便、それから銀行、保険のユニバーサルサービスのそれぞれにつきまして、どういう範囲がサービスとして義務づけられているかというものでございます。5ページにありますのは、まず郵便のサービスの対象となる範囲です。表にありますとおり、第一種から第四種の郵便物、それぞれにつきまして、大きさ、重さの条件が定められております。また、内国郵便に加えまして、国際郵便、更に、それぞれの郵便物に対する特殊取扱に対しても一定の義務がかかるっております。書留、引受時刻証明等は、その取扱いが法律によって義務づけられており、ユニバーサルサービスの対象でございます。表の欄外にございますが、いわゆるゆうパック等の荷物は郵便法の規律の対象ではなく、今回検討となるユニバーサルサービスの対象でもありません。また、特殊取扱のうち、速達、代金引換等は、郵便法上ユニバーサルサービスの提供が義務づけられておりません。一部、年賀に関しては、第二種の郵便物と非常に親和性が強いので、今回の分析に入れておりますけれども、その他の速達、代金引換等、任意の特殊取扱は今回の分析の対象から外しております。

6ページをご覧ください。郵便のユニバーサルサービスの水準に関する規定であります。引受、料金、配達のそれぞれにつきまして、ここに掲げられておるようなポストの設置、郵便局の設置、料金、配達の頻度、配達期間、あて所への配達等のサービス水準の規定がそれぞれ法令によって定められているところでございます。

7ページをご覧ください。金融のユニバーサルサービスに関する対象範囲でございます。上の図の2つ目の丸に書いてございますけれども、総務省の省令におきまして、このユニバーサルサービスの対象としては「取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする」と規定されておりまして、

別途定められた総務省の告示におきまして、下の表の通常貯金、定額貯金、普通終身保険、特別終身保険ですとか、少し薄い青い色がかかった項目のサービスが金融のユニバーサルサービスの対象として全国の郵便局で提供することが義務づけられています。

ちょっと飛ばしまして、10ページをご覧ください。さきほど個別に、サービスごとにご説明いたしましたが、全体として見ますと、この10ページにありますとおり、郵便局において提供されるユニバーサルサービスは、大きく分けると、郵便、銀行、保険の3つに分かれております。郵便については、下にあります郵便の窓口業務、窓口の郵便局で切手を売ったり、葉書を売ったり、それから郵便物を引き受けたりという窓口業務がありますが、それに加えまして、その上の郵便の役務、郵便物を集めたり、配達したりする業務がございます。窓口業務には、郵便だけではなくて、郵便と銀行と保険、3つの種類がございます。あの資料では、このコストの算定の種類に関しまして、郵便の役務という郵便の集配に関する収益・費用の分析と、それから郵便局窓口業務として郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、3つの業務の分け方で今後の議論・分析をいたしたいと考えております。

11ページ、12ページは飛ばしまして、13ページをご覧ください。今ご紹介しました3つの窓口業務を提供する拠点が郵便局でございます。上に推移がございますが、直近の数字で言いますと、全国に2万4490局が設置されております。このうち、約4300の局は簡易郵便局という、日本郵便が外部に委託をして経営していただいている簡易郵便局というものですので、残りの大体2万局ぐらいが日本郵便の直営局でございまして、今回のコストの算定の対象となるのは、この日本郵便が直営で運営している約2万局でございます。資料に書いてございませんが約2万局のうち、郵便物の取集・配達を扱う集配郵便局というのが約1000強ございます。

残りの1万9000局程度が、集配は扱わずに窓口のみを提供する局という構造になっております。1000の集配郵便局が1万9000局の窓口郵便局を地域ごとに幾つか管轄しております、そのことを後ほどの資料では集配エリアと呼んでいます。したがいまして、1000の集配郵便局ごとに1つずつの集配エリアというのがあって、その集配エリアの中に1つの集配郵便局と複数の窓口郵便局が設置されているという構造にございます。

郵便局の設置につきましても、法律あるいは総務省令の基準に基づいて設置が義務づけられておりまして、民営化後は大きな変化なく推移をしているという状況にございます。

14ページをご覧ください。これは、郵便局の銀行窓口業務に着目して、ほかの取扱金融機関と店舗数の推移を比較したものでございます。平成15年度末を100としておりますが、農協さん、漁協さんの減少に見られるとおり、郵便局以外の預金取扱金融機関というのは全国的に見て減少傾向にあるということが言えます。

先ほどご紹介したとおり、郵便局自体は設置の義務づけが法令でなされておりますので、おおむね同数を維持しているという状況にあります。特に地方においては、郵便局の金

融サービスを提供する拠点としての機能というのは、相対的に高まってきたといふことが言えると思います。

15ページをご覧ください。今の、金融機関がないところというものが顕著に表れている事例でございまして、この地図に書かれております24町村においては、郵便局以外に民間金融機関がその市町村内に1つもない町村だということでございます。

資料の上の方に書いてございますが、その他に金融機関がない市町村においては、法人等についての預入限度額という、全体については1000万という規制があるのですけれども、その適用が除外されるという制度がございますが、ここでは市町村レベルで見て郵便局以外に金融機関がないということで、ユニバーサルサービス、金融の部分でも非常に大切な側面があるということのご紹介でございます。

17ページをご覧ください。欧米各国において郵政事業のユニバーサルサービスがどうなっているかという比較表でございます。詳細にはご説明をいたしませんが、真ん中から下辺り、貯金や生命保険についての欄がございます。英国、フランス、イタリアでは、日本と同様に郵便だけではなくて、貯金や生命保険の業務も扱っておりますが、その下の欄、ユニバーサルサービスの範囲というところをご覧いただきますと、日本以外は全て郵便となっておりまして、貯金や生命保険を扱っている国においても、ユニバーサルサービスとして提供が義務づけられているのは郵便のみであるというのが世界的なすう勢でございまして、日本の今回の改正民営化法で貯金や保険についてもユニバーサルサービスの対象になったというのは、珍しい例であるということが言えるかと思います。

18ページをご覧ください。郵政事業の中で、郵便事業に関して民間が各国でどの程度参入しているかという表でございます。一番上の競争分野という欄がございますが、米国におきましては独占分野というのがその下の欄にありますが、「基本料金の6倍未満」という欄ですけれども、一定の領域について、米国の場合は、米国郵便庁、U.S.P.Sの独占が規定されておりまして、そこには他の事業者は参入できないという仕組みになっておりますが、それ以外の英、独、仏、伊、我が国も含めてですが、各国においては、競争分野は全ての領域であるということになっております。

参入規制については、ここにありますとおり、米国では特にありません。英国の場合、条件がありますが、その他の国においては免許制、あるいは、我が国においては、日本郵便の事業以外に信書便事業という制度がございまして、その下にありますとおり、400社を超える実際の民間事業、日本郵便以外の事業者の参入が既に行われているという状況にございます。

最後に19ページ、20ページでございます。各国、郵政事業におけるユニバーサルサービスを確保する方策として、このような策が打たれているという例でございます。今日は直接この確保策についてのご議論は予定しておりませんけれども、今後の議論ではこうした各の方策との並びも考えながら、我が国においてはどういうことを検討していくべきかというご議論をお願いしたいと思っています。

米国においては借り入れ、債券発行。それから、英国においては、注にありますとおり目的はちょっと別ですけれども、補助金、あるいは税の免除。ドイツにおいても基金ですか、税の免除。20ページをご覧いただきまして、フランスにおいては基金ですか、補助金、税の免除。こういった外部からの何らかの財源補填のような、そういう政策が各国では行われているという状況にございます。以上がおさらいでございましたが、ユニバーサルサービスの現状について、でございます。

続けて10-2-2の、本日の議事の議題の中心でありますユニバーサルサービスコストについてご紹介いたします。ご説明の前に、資料の扱いについてですが、6ページをご覧いただきますと、左肩に赤字で「委員限り」となっております。この資料10-2-2につきましては、1ページから5ページまでは、この会議後、公表扱いにしたいと思いますが、6ページ以降は具体的なコスト算定の結果、途中経過も含めてですが、ございますので、6ページ以降については非公表とさせていただきます。

1ページをご覧ください。1ページから3ページまでは、昨年3月に頂きました中間答申で既に整理をお願いしましたコスト算定手法等でございます。

1ページ目、今回のコスト算定におきましては、①NAC法を採用するとともに、PA法による算定も可能とするモデルを構築することになっております。NAC法と言いますのは、左下のグラフにありますとおり、ユニバーサルサービスの提供義務が仮になくなつて、事業体が不採算な地域、あるいは不採算な役務のサービス提供を停止した場合に、どれくらいの費用を節約できるかという、その額の合計をユニバーサルサービスのコストと言うことにしております。

今回お示しするコストの結果は、全てNAC法によって算出された、サービスをやめた場合の利益改善額の数字でございます。今後の分析の過程では、②のPA法という手法も用いながら分析、審議をお願いしたいと思っております。

右下のグラフにありますとおり、元の收支曲線と比較して、一定の、例えばサービス水準を変更した場合、例えば郵便で言いますと、今、週6日の配達が義務づけられておりますが、これを週5日にした場合に、どれくらい利益が改善するかということを比較考慮するような形で分析できるのが、このPA法と呼ばれるものでございます。今回の手法では、今日はNAC法による数字をお示ししますが、今後の分析に当たっては、PA法も併用するということになっております。

2ページをご覧ください。1ページ目、今ご紹介しました算定手法に基づきまして、モデルをどのような考え方で実装、構築していくかというのが2ページでございます。大きく2つ分けて、トップダウンモデルというものと、ボトムアップモデルというものがございます。

今回のモデルはボトムアップモデルといったしまして、左下に表がございますけれども、需要ですか、需要あたりに必要となる設備、人員、あるいは設備、人員に係る単位費用、それぞれの費用を全部、全て分解して、データとして一旦把握した後、それに基づ

いて積み上げで全体のコストを計算していくという手法を探るということにしております。なお、トップダウンモデルとの間で、日本郵便が会計書類ですとか、経営上の情報を出されるときには、この左側のトップダウンモデルというものを採用されておりますけれども、それとの乖離が生じないように、それぞれのデータを相互にチェックするということはした上でお示しをするということに留意をしたものでございます。

3ページをご覧ください。今ご説明いたしましたような考え方に基づきまして、具体的にどんな要件でモデルを実際作ったかということが3ページでございます。上にありますとおり、日本郵便から基本となるデータを頂きまして、NAC法に基づきまして、集配郵便局、先ほど郵便局のところでご紹介しましたが、全国に約1000ある集配郵便局のエリア単位で、かつ役務別に収支を算定するということをしております。

役務別収支は、郵便の役務と郵便局窓口業務、大分すると2つに分かれておりますが、更に細分化いたしますと、左下の「モデルの主要な要件」というところにございますが、郵便の役務については、一種、二種、三種、四種等の各役務単位で収支を算定いたしますし、郵便局窓口業務については、その下にあります「郵便窓口業務」、「銀行窓口業務」、「保険窓口業務」、3つの業務別に収支を算定することにしております。

イメージですけれども、下の真ん中辺りに日本地図がございます。地域別の算定ということで言いますと、今申し上げたような役務別の収支を地域ごとに、地図上は都道府県単位で塗られておりますけれども、実際には1000の集配局単位で色分けがされますが、黒字が出ているところ、赤字が出ているところ、収益の良い順番にグラフを並べていまして、赤字が出た地域分の赤字額の総額、これをユニバーサルサービスコストと見なすという算定作業を行っております。また、役務別に関して言いますと、右下ですけれども、役務ごとに黒字、赤字の集計をいたしまして、赤字が出た役務の赤字額の合計、これを役務単位で見たときのユニバーサルサービスコストというふうに全体としては考えております。

今ご説明したような考え方に基づきまして、出てくるデータを全部一覧するようなイメージを持つとすると、この右上にありますような「地域別・役務別収支状況」という、縦軸地域、横軸役務ごとに、それぞれの収支が全部出るというような、言ってみればファイルが作られて、その中で赤字額のところを全部合計したものがユニバーサルサービスコストであるという状況にございます。

以上、3ページまでは3月の中間答申でモデル構築手法としてご整理、答申いただいた方法に基づいて、考え方を改めて整理したものでございます。

4ページをご覧ください。4ページは、実際の収益費用の算定に当たって、三菱総研さんとも協議をしながら、少し分解をして、場合分けをして考えた方が実態に即したものになるだろうということのご紹介でございます。

左下にありますとおり、郵便物を引き受けて配るまでの間に、実際どのような業務があるかということを、大体10の工程に分解いたしました。ここには緑色の建物の絵があ

りますけれども、差し出しを引き受ける郵便局、それから、それを取り集める集配局、全国のブロックごとに置かれている地域区分局、それから配達した先の、届け先の地域区分局、地元の集配局というように、5つの種類の郵便局が出てくるわけでございます。1つの郵便物に着目しても、ここで言うだけでも5つ程度の郵便局が出てまいりますので、その収益・費用の配分をどのように考えればいいかということを整理した方がいいだろうということになりました。

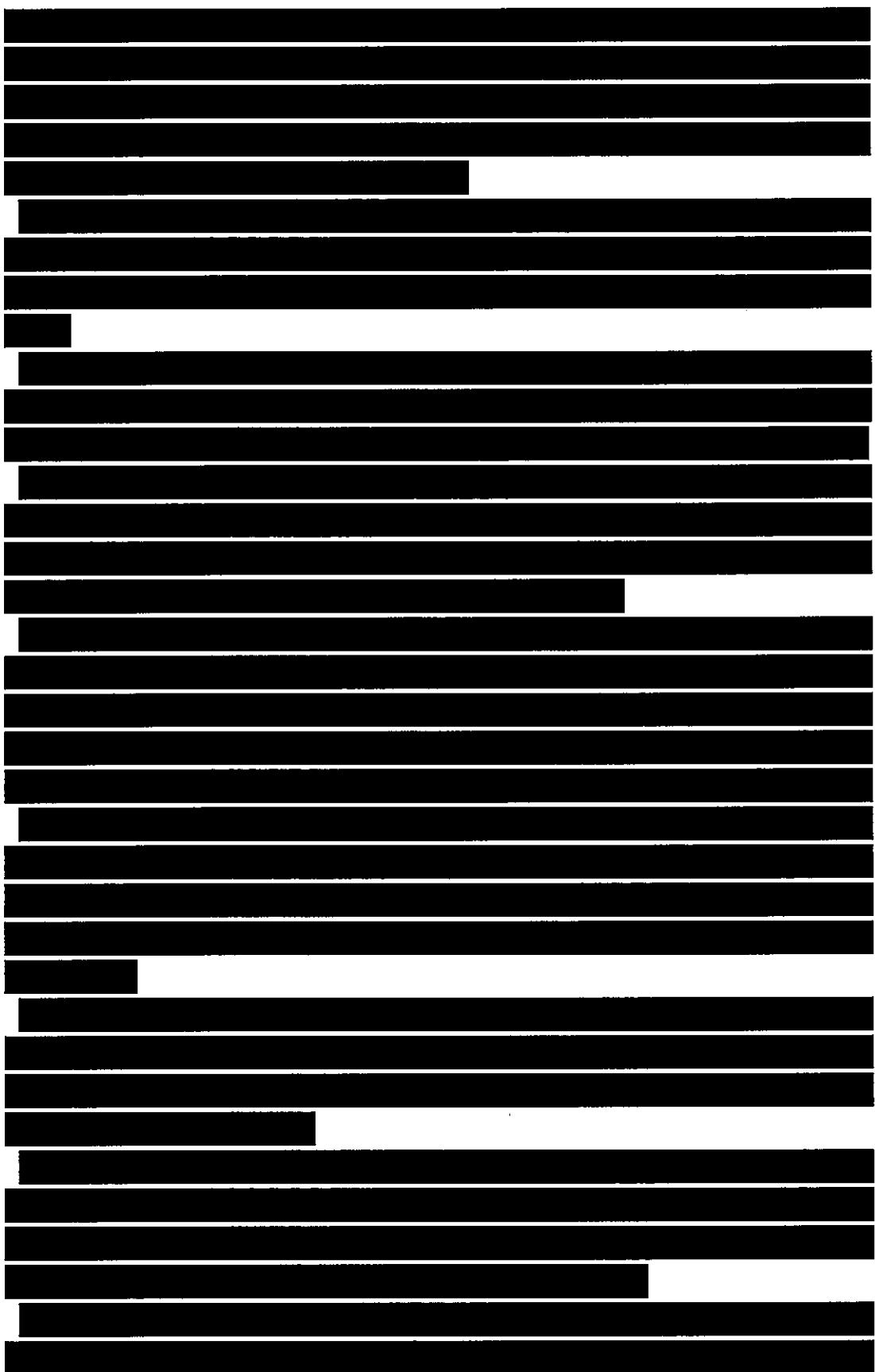
右下の収支算定方法のイメージというところにございますが、実際には収益というのは、基本的に郵便物は引受をした郵便局で料金を支払っていただきますので、引き受ける郵便局で全ての収益が発生いたしますが、費用についてはそれぞれの郵便局で、人件費であったり、物件費であったりが発生しますので、工程ごとにそれぞれ発側地域、経由地域、経由地域、着側地域といった区分で費用が発生いたします。

実際の収益・費用の発生構造と、それからモデルとしてコストを算定する際の困難度、これを勘案しまして、3つの考え方があると考えております。下にあります①「発側地域別収支」、②「着側地域別収支」、③「経由地域別収支」というものでございます。

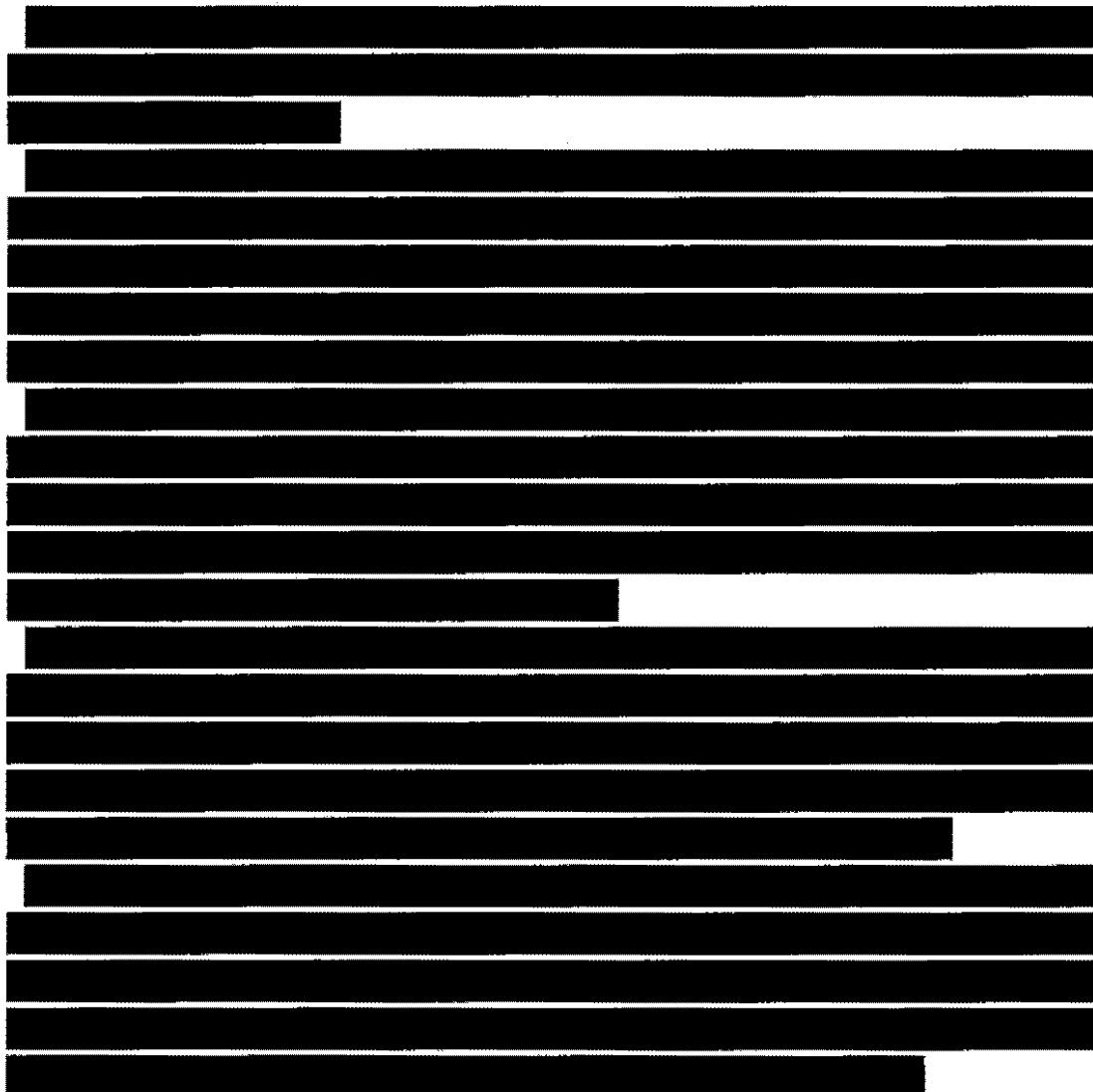
4ページの図と5ページを両方ご覧いただきながらと思いますが、①の発側地域別収支と言いますのは、郵便を引き受けた地域に収益と費用の全額を配分するという方法でございます。収入計上の観点からは最も単純ですけれども、例えば過疎地域における配達コストの高さというのが反映されませんので、実態から乖離するという問題点がございます。

②の着側地域別収支というのは、郵便の配達地域に収益と費用の全額を配分するというものです。これも、収入の配分処理が不要ですので比較的単純ではありますが、過疎地域における引受のコストというのが直接収支には反映されないということで、①よりは実態に近い分布になりますが、まだちょっと不十分であるというデメリットがございます。

③の経由地域別収支というものは、郵便が経由した地域にその郵便に係る収益と費用を配分するという方法でございまして、費用については、発生した地域に直接分配しますので、恣意性が低いということが言えます。先ほどご紹介したとおり、実際の費用発生というのは、工程ごとに各郵便局で発生しておりますので、それにできるだけ即した③の経由地域別収支というものを、今後のコスト分析の中では中心的な算定方法として採用してはどうかと考えているところでございます。



A large number of horizontal black bars of varying lengths, likely representing redacted text or data. The bars are arranged vertically and span the width of the page. Some bars are full-width, while others are shorter, indicating missing or redacted content.



長くなって恐縮でございますが、最後に資料10-2-3をご覧ください。検討スケジュールまで先にご説明して恐縮でございますが、今のコストの位置付けにも関係ありますので、まとめてご紹介いたします。今日2月6日は、一番左のユニバーサルサービスコストの現状のご紹介、それから、この検討スケジュールについてご紹介をいたします。

今後、3月から5月辺りにかけて、月に1回～2回程度、この郵政政策部会を開催いたしまして、まず、今回お示ししたコストというのは、これは過去の実績に基づく数値でございます。過去の実績に基づく数値のモデルができましたので、このモデルに基づきまして将来の変数を入れて、今後、このコストというものがどういう変化をたどるかということをある程度シミュレーションしたいと考えております。

例えば今回、地域別、役務別にコストの算定をいたしましたので、地域を減らしたり、増やしたりするとどうなるか。具体的には郵便局の設置の状況を変化させるとどうなるかというようなこと。それから、役務別のコストの收支を出したので、特定の役務をやめた場合、あるいはサービスの水準を下げた場合にそのコストというものがどういう

変化をたどるかという分析。それから、現状、例えば郵便で言いますと、郵便物数というのは年平均2%～3%程度減少しておりますけれども、そうした減少トレンドをたどっていくと、このコストと、現状のコストというのがどういう額になっていくかというような分析。あるいは、もっと広く言いますと、日本が高齢化して人口が非常に減っておりますので、市場全体が低く小さくなっていく、人口が減少していくような今後の時代において、どういうコストの変化をたどるかというような予測。

例えますけれども、そういった地域、役務、物数、人口といったような要素を投入して、将来的なコストがどうなっていくかということの予測をお示しした上で、では将来方向性、確保策どういうことが必要かという審議の一助にしたいということを1つ考えております。

また、3月から5月の中、どこかで関係者、同業者の方ですとか、あと都市部や地方の利用者の方ですとか、郵便局を公共的に使っていただくような地方公共団体の関係の方ですとか、そういった郵便局のサービスに関わるような関係者の方に、このユニバーサルサービスについてどのようなご意見をお持ちかということを、この部会の中で皆様から、いろいろご質問、ご意見を戦わせていただきたいということも考えております。

その後に、今ご紹介したような諸々の分析を踏まえまして、将来にわたって中長期的にこの郵政事業のユニバーサルサービス、どう確保していくかという方策の方向性についてご議論をいただきたいと思っております。全体としては、7月に最終答申の予定として、その1か月前程度に案をお示しして、パブコメにかけた上で最終答申に諮りたいと思っております。

本日の段階では現状のコストということで、なかなか抽象的なデータしかお示しできていないのですけれども、要すれば、先ほど中でご紹介しましたとおり、3つの算定手法について、経路ごとに分解したような、3つ目の手法に基づいて、それを中心に今後のコスト計算、あるいはシミュレーション等を行っていけたら良いなと思っておりますので、このコストについて、あるいはまた、その他を含めて、ご審議いただければと思います。

以上でございます。

(村本部会長) ありがとうございます。それでは、今のご説明につきまして、ご自由にご発言いただきたい、中味を深めていきたいと思いますが、私から1点だけ、2～2の5ページ目のモデルについてというところで、ここでは③の経由地域別収支ということをやろうと、これを中心に議論しようということと受け止めましたが、収益と費用を一定の割合で地域ごとに配分するということがあるのですが、この一定の割合というのはどのようなイメージなのでしょうか。

(松岡郵政行政総合研究官) 一定の割合というのは、基本的には各郵便局を経由する郵便物の物量に対応して収入を割り振ります。人件費などそれ以外の要素によって割り振るのが適切なものについては、割り振りますが、基本は郵便物の物量に応じて割り振り

ます。収益は郵便物に応じて割り振って、費用の方は発生しているところに元々ありますので、そこは基本的に発生している局において計上されて、全体の一般管理費的なものについては、その費用の性質に応じて、各地域に配分するという形になっています。

(村本部会長) 基本的には郵便物の取扱量ということですね。

(松岡郵政行政総合研究官) はい、郵便物の取扱量になります。当然ながらその料金、52円の葉書から定形外までありますので、そこはモデルとする関係上、その計算はします、便宜のための数字は取りますけれども、基本的には郵便物の量で計算します。

(村本部会長) 井手委員、どうぞ、お願ひします。

(井手委員) 2点だけ、ちょっと質問です。今の資料の6ページですけども、郵便のユニバーサルサービスの経由地別で [REDACTED] となっていて、その上の郵政事業のユニバーサルサービスコストの経由地別のユニバコストというのが [REDACTED] [REDACTED] となっています。郵政事業というのは銀行と保険で、郵便以外はほとんど発生したところでコストを計算するのに、どうして郵政事業で経由地別とするとユニバコストが増えるのかということをお聞きしたい。

それから、最初の段階で説明があったのですけれども、年賀というのはユニバーサルサービスではないのに、どうしてこれを含めているのかということをご説明がいただければと思います。

(山崎郵便課長) 1点目は、6ページの一番上の「郵政事業のユニバーサルサービスコスト（全体）」というのは、郵便役務と郵便局窓口業務全体のユニバーサルサービスコストなので、郵便の役務の部分も含めたものでございます。

(井手委員) だから、郵便以外でどうして増えるのかというのがよく分からぬ。銀行業務とか保険業務で増えているわけではないのですよね。

(松岡郵政行政総合研究官) 増える原因是そちらの方です。一番下に郵便局窓口業務のユニバコストがありますが、このうちの郵便窓口については郵便役務と重なるので除外して、残りのところについて赤字が出るところの部分は、全体として赤字になれば、N A C法、一番上のユニバーサルサービスコストのカウントの対象になりますので、その分で増えるということになっております。

(井手委員) はい。

(松岡郵政行政総合研究官) それともう1つ、年賀をユニバーサルサービスに含める件ですけれども、これは、以前、郵便のユニバーサルサービスの研究会で議論になりましたが、年賀自体はユニバーサルサービスではないのですけれども、郵便の事業構造としては、年賀による収益によって収支を改善させているという部分が相当にあるということで、年賀抜きにして計算すると、さすがにユニバーサルサービスコストがとても過大に出てしまうという問題もあることから、年賀については、収支の計算上は、それも計算に入れてやることをそのときに整理しております。

そういった経緯もございまして、今回も日本郵便の郵便事業の収益構造上、義務ではな

いとしても年賀を計算に入れた上でユニバーサルサービスははじき出すのが適当であると判断したという次第です。

(井手委員) はい。

(村本部会長) ほかにいかがでしょうか。

(藤沢委員) 1つよろしいでしょうか。

(村本部会長) はい、どうぞお願ひいたします。

(藤沢委員) すみません、初めてなのでよく分からぬといいますか、この収支が出ているのですが、全てにおいて、そもそも、この各集配局であるとか、郵便局であるとか、地域区分局であるとか、こういったところのそれぞれの採算性にばらつきがあるようだと思うのですけれども、それでも、こうやってまとめて収支というように、これをコストというように大きくしてしまって、これから上場もされる会社なのですけれども、ちょっと乱暴には見えないのかというのが、素朴な疑問です。

(松岡郵政行政総合研究官) すみません、その収支とおっしゃいますのは、冒頭に出てくるものでしょうか。

(藤沢委員) それぞれ全部収支をいろんな形で出されていますよね。

(松岡郵政行政総合研究官) はい。

(藤沢委員) 発側地域別であるとか、それも郵政事業、郵便事業、金融の事業と分かれているのですけど、非常に大きくではないかということです。

(松岡郵政行政総合研究官) これについては、大きくではあります。ただ、この資料の3ページ目のところでもこの考え方をお示ししていますけれども、NAC法という方式では赤字地域で出ている赤字の額の全てを足し合わせてユニバーサルサービスコストを見直すという方式であるというのが基本になります。その方式を採用するため、こういう値になっております。

つまり、赤字地域で出ている赤字の額を全て足すと、この値になる。ということで、次の7ページ以降では、赤字の局数がこのぐらいで、そこで出た赤字の合計はこのぐらいという計算は全てにして、それをまず、ここでのユニバーサルサービスコストと言っています。これは、この方式の結果がこの値になるということでございます。

(藤沢委員) それは分かります。すみません、私がちょっと不勉強なので、教えていただきたかったのは、その赤字というのが、そもそも経営が非効率で赤字になっているものとか、そういうものの検証が済んだ上で、こういう議論になっているのかどうかということが知りたかったのです。

(松岡郵政行政総合研究官) そこに関しましては、電気通信の方ではある程度非効率な部分は、機械ですので、効率化みたいな要素を加味して再計算する方法が採れると思うのですけれども、郵政事業に関しては、人に頼っているところが大きい、労働集約型の作業ですので、どうしても人件費を効率化するというところについては限界があります。ただ、それ以外の物件費などで、ある程度効率化を見込めそうなものは、一応、今ある

ものの非効率なものではなくて、効率的なものを仮定するというような考え方をある程度は採っていますけれども、いかんせん大勢を占める部分は人件費ですので、そこはどうしても限界があるという状況でございます。

(藤沢委員) はい、分かりました。ありがとうございます。

(村本部会長) 極めて大ざっぱな言い方をすれば、事業全体としては黒字で経営されているけれども、ユニバーサルサービスを義務づけられているがゆえに、これだけの潜在的コストをまだ持っていると。それがユニバーサルサービスコストなので、もし上場するときには、こういうコストがありますよということを明示的にするかとか、あるいは、それを減らすためにはもっと別なことをしないと、この企業の価値はもっと高いのだとか、いろんなことを議論できるという、そういうことになるのかなと思いますが、そのための、議論のための資料というか、数字を出していただいたという整理だと思います。

先ほど言われたように、なぜ [REDACTED] かとか、そういうよく分からぬところがたくさんあるのですけど。

(藤沢委員) そこが不思議なのです。

(村本部会長) また個別に教えていただくことでよろしいですか。

(藤沢委員) はい。

(村本部会長) この数字は、基本的には何合目ぐらいの数字ですか。上場から比べて。

7合目ぐらいまで来たという感じですか。

(山崎郵便課長) 今聞いている限りでは、局所的にエラーがちょっと散見されるということなので、大部分はもう完成しておりますが、1か所でも何かエラーがあると全体に響くものですから、それほど大きな変更はないと思っていますが、可能性として全体について変更があるという状況にございます。

(村本部会長) いずれにしても今後の議論のベースになる数字ですので、ご覧いただいて、まだというところがあれば、個別にでも事務局とよく、すり合わせをしていただければ有り難いと思います。

(関口臨時委員) ちょっとよろしいですか。

(村本部会長) はい、どうぞ、お願いいいたします。

(関口臨時委員) 10ページの役務別収支のところなのですが、一番下の③の経由地別の収支で、ほかでも同じ数字なのだけれども、まず、先ほどの井手委員のご指摘で言うと、[REDACTED] になっていて、本来のユニバを算定したときに、もしこれがゼロだとすると、マイナスに転じるという理解でよろしいわけですね。

(松岡郵政行政総合研究官) はい。まさにそのとおりでございます。

(関口臨時委員) [REDACTED]

(松岡郵政行政総合研究官)

については、精査等、理由を分析して、また、お返しします。

(村本部会長) また、その辺の細かいこと分かったら教えてください。

ほかに、いかがでしょうか。それでは、この、一応、計算結果についてご説明を聞いて、我々も少し消化をして、頭の中に刻み込むという作業をしないといけませんので、そういう時間を頂こうということでおろしかろうと思いますが、基本的にはこの議事の2番目はこれでよろしいでしょうか。

委員の皆様から、ほかに何か、これだけは聞いておきたいというようなことはござりますか。

私から1点だけ、正確に覚えてないのですが、過日メール便をやめるというニュースが報道されていたかと思うのですけれども、そのときに、この部会で議論してもらったのだけれどもうまく議論が受け止められていないので何とか議論してもらいたいということが、ヤマト運輸さんのHPに信書の定義がまだ非常に不十分で混乱しているのではないかというコメントであったかと思うのですけども、我々としてはきちんと答えを出したつもりでいるのですが、総務省では何かその辺、把握してらっしゃいますか。

(山崎郵便課長) 先日、ヤマト運輸さんがクロネコメール便という、信書ではなくて荷物に当たるサービスを3月末で廃止されるという発表をされました。報道資料とか、あとは主要各紙に意見広告なんかも出されましたので、それを拝見しましたが、今、部会長からお話をあったとおり、この郵政政策部会での審議に関しても若干言及がありまし

た。

事実関係をご報告したいと思いますが、ヤマト運輸さんからは一昨年の12月のこの郵政政策部会の場で、2つ、信書に関する制度についてご意見を頂きました。1つは、信書であるか荷物であるかにかかわらず、送るものの大さや重さによって、いわゆる外形基準によるべきではないかというご意見。

もう一点が、今、郵便法の規定によりまして、信書をメール便で送った場合に、その送り届けた事業者だけではなくて送った人に対する罰則の規定が設けられておりますが、この送り主に対する罰則規定を廃止してはどうかというご意見を、この郵政政策部会の会合の場で頂きまして、ご審議をいただきました。

いずれも昨年3月の中間答申で整理がなされたところでございますが、改めて申し上げますけれども、外形基準に関しては、信書の規制というのは基本的通信手段としてユニバーサルサービスを確保するという必要、それから、憲法で保障された通信の秘密を保護するという観点で、文書による通信手段として、内容に着目して信書という規制を決めておりますので、中身にかかわらず、小さいものは信書、大きいものは荷物という考え方で対象を見直すのは不適当であるというご意見を頂きました。

私ども、今回の発表後、必要に応じ、この郵政政策部会で整理をいただきましたという説明をしております。

また、送り主に対する罰則の廃止については、これもこの部会の中間答申でご審議をいただいたのですけれども、現実問題として封をして何か差し出された場合には、それを預けられた事業者というのは中身に信書が入っているかどうかというのは分かりませんので、送り主に対する何らかの抑止力を放棄してしまうと、この制度自体の実効性が保てなくなるというようなこともございまして、2点目も同じでございますが、ヤマトさんの提案については不適当であると、現行の罰則、送り主に対する罰則というのは必要であるということを中間答申の中で頂いたところです。

それから、最後に部会長からご指摘がありましたが、ヤマト運輸さんの認識としては、書類が信書に当たるかどうかということを総務省の窓口に問い合わせても即答できない事例が多発しているというようなことが、意見広告の中で示されております。

これについて、即答できないとか、多発しているというのは、ちょっと主観的な表現でありますので、私どもの認識を紹介するにとどまるのですけれども、今、総務省では、電話とかいろんな形で、信書に当たるかどうかという問合せを受け付けております。私のいる郵便課というのは、私以外に職員が9名おりますけれども、その9名で対応しております、何らか問合せがありますと必ずその場で一定の考え方をお示ししております。

また、FAQをホームページに載せて、ご覧になってくださいということで周知を図っているところでございます。多発しているかどうかということについては、これもどの程度から多いかというのは主観によるところがありますけれども、総務省全体の問合せ

件数というのは、ここ数年で非常に減少傾向になっております。ヤマト運輸さんからの問合せも、ドライバーから直接、現場から電話がかかってくることが多いのですけれども、大体毎年、ヤマト運輸さんからの問合せは100件前後です。これは一定しておりますて、特に多発しているとか、即答できないケースが多いとか、そういう状況にはないと考えております。

長くなりましたが、この部会でご審議いただいたことにも関わることでございますので、ご紹介をさせていただきました。

(村本部会長) ありがとうございました。その件について、何か我々がアクション起こすことはありませんね。

(山崎郵便課長) はい、特に今のところはございません。

(村本部会長) すみません、ちょっと伺いたかったということだけですが、ほかに何かございますか。

それでは、事務局から次回のスケジュール時間など、何かありましたら。

(山崎郵便課長) 次回はまだ、日程的に未定でございますので、別途個別にご連絡を差し上げます。次回は、今回、コストを確定させました上で、いろいろな変数を入れて、将来的なシミュレーションをお示しして、ご審議をいただきたいと考えております。

閉 会

(村本部会長) それでは、今日の議事は以上でございます。日程調整等、よろしくお願ひをいたします。今日はありがとうございました。これで終わりにいたします。